

別表第1-1（第3条関係） 認定基準

区分		認定基準
安全性	特別管理 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物、同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと
	有害物質	ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）を満たしていること イ 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項（溶出量）及び第2項（含有量）の規定による基準を満たしていること
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定により定められた、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示）を満たしていること
品質	ア 鹿児島県環境物品等調達方針に、品質等に関する基準が規定されている場合は、その基準を満たしていること イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること （ア）日本産業規格（JIS） （イ）日本農林規格（JAS） （ウ）エコマーク認定基準 （エ）その他公的機関等が定める基準 ウ 土木建築資材については鹿児島県土木工事共通仕様書等、県の発注工事に使用できる資材の基準に適合していること	
産業廃棄物の配合率	製品類型ごとに別に定める率の産業廃棄物を原材料として使用していること	

別表第1-2 (第3条関係) 産業廃棄物配合率

産業廃棄物	製品類型	配合率 注(1) 注(2)
紙くず	衛生用紙(ティッシュペーパー、トイレットペーパーなど)	100%
	情報用紙(印刷用紙、フォーム用紙など) 紙製の包装用紙(緩衝材、紙トレーなど)	70%以上
	事務用品(ノート、ファイル、事務用封筒など)	50%以上
木くず	木材などを使用したボード	50%以上
	廃木材再生品(鉛筆、定規など)	100%
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した製品 (屋外用品、運動具、家具、生活・文化用品、梱包材、 木炭、土壌改良材、活性炭など)	70%以上
廃プラスチック類	擬木、プランター、型枠などのプラスチック製品	70%以上
	衣服、身の周り品、履物、工業用製品などの再生PET樹脂 を使用した製品	50%以上
ガラスくず・コン クリートくず及び 陶磁器くず	タイル、ブロック、容器などの製品	20%以上
がれき類	再生路盤材、再生加熱アスファルト混合物、コンクリ ート二次製品などの土木関係製品	50%以上
汚泥(建設汚泥)	建設汚泥改良土、再生砂、建設汚泥流動化処理土など の土木関係製品	100% (改良剤、補足 材料は除く)
ばいじん	ばいじんを使用した土木関係製品	10%以上
燃え殻	燃え殻を使用したタイル、ブロックなどの製品	20%以上
動植物性残さ	肥料、土壌改良材などの農業関係製品	60%以上
動物のふん尿		
汚泥(有機性)		

注(1) 複数の産業廃棄物を使用する場合の配合率は、最も高いものを適用し、配合率の計  
算は使用する産業廃棄物の重量割合の合計を用いる。

注(2) 産業廃棄物の配合率が基準値を外れることがあっても、合理的な理由が明確に示さ  
れている場合は、この限りではない。